

令和6年 第2回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和6年4月1日 開会

令和6年4月1日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第2回臨時会

令和6年4月1日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第 2号 専決処分した事件の承認について〔浦臼町税条例の一部を改正する条例〕
- 4 議案第21号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）
- 5 議員の派遣について

○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育課長	河本浩昭君
総務課長	明日見将幸君
総務課主幹	安田良弘君
住民課長	中田帯刀君
福祉課長	齊藤淑恵君
産業課長	馬狩範一君
産業課主幹	山崎哲君
建設課長	上嶋俊文君
教育委員会事務局長	横井正樹君
代表監査委員	笹木政廣君

○出席事務局職員

局
書

長
記

國
藤

田
澤

朋
翔

子
太
郎

君
君

◎開会の宣言

○議長（小松正年君）

本日の出席人員は8名全員です。定足数に達しております。
ただいまから、令和6年第2回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、7番柴田議員、1番砂場議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎日程第3 承認第2号

○議長（小松正年君）

日程第3、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。
専決処分について説明を求めます。
中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年4月1日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございます。令和6年3月30日に、地方税法等の一部を改正する法律

(令和6年法律第4号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)がそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたため、浦臼町税条例(昭和25年浦臼町条例第13号)を専決処分により改正したものでございます。

次ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例の一部を改正する条例。

令和6年3月31日

浦臼町長 川畑智昭

内容につきましては参考資料により説明いたします。なお、今回の条例改正は国の法律改正に合わせたものでありますので、主な部分のみ説明させていただきます。

資料3ページをお開きください。

附則第7条の5から10ページ、附則第7条の8までは、特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定について追加しております。

11ページをお開きください。

附則第8条では肉用牛の売却に係る特例について、定額減税に対応したものに修正しております。附則第10条の2では、わがまち特例に係る割合を定めておりますが、参考先条文の変更と、バイオマス発電設備及び滞在快適性等向上区域に係る規定を追加しております。

13ページをお開きください。

附則第10条の3では、区分所有の長期優良住宅について、区分所有者からの申告がない場合であっても、マンションの管理組合の管理者等から市町村に必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、減額措置の適用をする旨の規定を追加しております。

15ページをお開きください。

附則第11条から18ページ、附則第15条までは、下落修正措置、負担調整措置及び特別土地保有税の課税特例を、令和8年度まで延長する改正を行っております。

19ページをお開きください。

附則第16条の3から22ページ、附則第20条の3までは、定額減税の対象となる所得割の額について、分離課税の譲渡所得、特定の利子所得及び配当所得の額を含めるものとする読替規定を追加しております。以上で改正内容の説明を終わります。

議案書の12ページにお戻りください。

附則について説明いたします。第1条では施行期日を定めております。第2条では固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上が承認第2号についての説明でございます。

ご審議いただき、承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第2号を採決します。

本件について、承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第21号

○議長（小松正年君）

日程第4、議案第21号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、補正予算書のご用意をお願いいたします。

議案第21号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,878万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,378万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月1日 提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

6款商工費、1項2目観光費、補正額2,878万1,000円の追加でございます。10節需用費から13節使用料及び賃借料に渡りまして、うらうす温泉の運営を直営することに関連する経費を計上するものでございます。

歳出合計、2,878万1,000円の追加でございます。

以上が歳出についてのご説明でございます。続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項3目産業使用料、補正額1,253万円の追加でございます。うらうす温泉の運営を直営することに伴い、入浴料金を町で収入するものでございます。入浴料金並びに想定入浴者数は大人13歳以上が410円で3万人、子どもが230円で1,000人でございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額1,625万1,000円の追加でございます。財源調整に伴い、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の2,878万1,000円の追加となっております。

以上が議案第21号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算(第1号)の内容でございます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(小松正年君)

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。土屋議員。

○2番(土屋慎一君)

先ほどもお話しさせてもらったところにもあったのですが、この場でとりあえず、うらうす温泉の運営に係りまして無くすわけにはいかないということで、どうしようかというところなのですが、これ、もし補正予算が通って、審議して決を採ってとなったら、この後のことが何も見えてきていないので、じゃあ来年度もこういう形でお金が掛かるから議会を通してくれ、と言われても困ると思うので。今回の分は仕方ないとしても、これから先の大まかなビジョンというか、うらうす温泉の取扱いについてどのようにしていったらいいのか、ということがない限りは、私は決を採られたときになんとも言えないなと思うのですが、そこの部分は一体どう考えているのでしょうか。今一度聞かせていただきたいと思っております。それは、今は何も決まっていないということではなくて、どのように持っていきたいのか、ということをお聞かせいただきたいと思うのですが、よろしく申し上げます。

○議長(小松正年君)

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長(川畑智昭君)

土屋議員の質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたけれど、今のところは、温泉はぜひ継続していきたいという考えを前提に、今年も事業をこのように取り進めてきたところでございます。

ただ、結果的にはこれまで以上の予算額が掛かるという結果になりまして、それを今回お示ししているところでございますけれど、中身を見ますと、本当に燃料費とか電気代とかがかなりの部分を占めておりまして、ここの部分につきましては、経営の

方法を、今回は直営の一部業務委託という形を取っておりますけれど、来年度に100パーセント直営で行うことになったとしても、経常経費的な部分につきましては変わらないということになりますので、ことしとそう大きな差のない金額でのご提案になるかと思っております。そうなったときに、それが皆さんに同意いただけるものなのか、また、内部的にもこのまま取り進めることが良いことなのかどうかを、かなり早い段階で判断しなければならないかと思っております。

ただ、今のところは温泉も本当に町民の方に愛顧していただいておりますし、残したいという気持ちは十分あります。経費との兼ね合いという部分につきましてはまた今後私たち内部、また議員の皆さんとご協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今回、防災無線では、4月1日から11日まで改修のため休業ということなのですが、最終的に温泉だけとなると、温泉に出入りする出入り口の関係と、それから元のレストランの部分、あそこの仕切りもしくは内部の状況というか、設備に関してはどのような状況になるのか教えていただきたい。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

今のレストランの仕切りなのですが、これからあそこの使用方法について検討してまいりたいと思いますので、それが決まり次第、仕切りを設けるものなのかどうかも検討したいと思っております。以上です。

申し訳ありません、追加がございます。既存の温泉の出入り口なのですが、しばらく使っていないこともあって、今は使えない状態となっております。道の駅の関係もがございますので、既存の休養村センター側の入口をしばらく使うという形で考えております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

休養村についてはもう何年も前から、ランドデザインも含めた中でずっと討論をしてきて、毎年のようにいろいろ意見が出てきたわけでございますけれども。以前、前議員がここで箱物を積んで、6,800万円という今までコンサルに掛かったお金を提示した経過もありましたよね。なぜこんなに長い間もめなきゃいけなかったの

か、というのもあるのですが。先ほどの土屋議員の質問もそうなのですが、先ほどの協議会での協議がちょっと消化不良だったのでここでも言わせていただきますが、前回も私は似たようなことを言ったのですが、結局、グランドデザインも含めて、これから町がこうしますよ、ああしますよという世界を、もうとっくにやっていなければいけないことを場当たりのように毎年のように進めてきてしまった。これが今になって、結局指定管理の内容も含めてティ・エスフードシステムともめたことで今回このような形になったと思うのですけれど。なぜもめるか。結局、将来どうするかという町の指標ができていないから、このように毎年もめなければいけない。

あの当時、コンサルから15億円を提示されたときに、こんなに掛かるのでは身の丈ではないということまでビビってしまった。あのときに内容的なものも含めて、例えば町がこれだけしかお金は今出せない状況なのだから、これだけの身の丈にあった建物はできないものか、という協議をあのときはしなかった。やったら15億掛かるのだ、としか協議をしなかったのです。例えば設計事務所に直接頼んで、これだけしかないのでできないですか、ということはやらなかったじゃないですか。今回も、もめた中で逆に多額のお金が掛かるようになってしまったわけですが、将来どうするのだということ、今回、町長の改選期であることも含めてぜひ答弁いただきたいのですけれど。その指標をね、6月に町政執行方針が出るとは思いますが、その中で答えることはできないものですか、ということをお聞きしたいと思います。

これから道の駅も含めて改修して、何億掛かるかわかりませんがやりますと、もしゴーサインを出したとしても5年かかるとは思うのですよ、これも前回言ったと思うのですが、設計時期も含めてね。じゃあ今、早くて5年かかるものを毎年どうやって進めて行かなければならないかということ、計画的に、年次ごとに立てる必要があると思うのですよ。今、補修として確か壁も直さなきゃいけないという話もあったりして、じゃあいくらまでなら町として、年間投資額として5年間つぎ込んでいって道の駅にいけるのか。それぐらいのことは出せると思うので、どうですか、6月に町政執行方針の中で将来指針を出しませんか。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えいたします。

令和5年度に委託で出しておりました、サウンディングに掛ける場合の想定ということで一度、年前でしたか、アンケート結果と言いますか、聞き取りの結果をご報告させていただきましたけれど、最終的なものが上がってきておりますので、それに基づきまして検討した結果を6月の議会までにということなのか、議会の前段でということなのか、そのぐらいのタイミングで今後の方向性についての話はさせていただきます。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○6番（柴田典男君）

あのときの15億の設計の中には、現存の道の駅で使っているトイレの建替えて1

億5,000万円が入っていたと思うのですよね。例えば今、道の駅をこちらの休養村側に移すランドデザイン的なものがあるって、24時間トイレがそちら側に移れば、今のトイレは壊すだけで済むと思うのですよ、素人考えかもしれませんがね。そういうのも含めて例えば、こんなに掛かるのだ、を前提にするのではなくて、これしかできないのだ、という考えで行った方が自分としては良いと思うので、そこら辺お願いしたいなと思うのですけど。

今回、運営上の質問なのですが、レストランと宿泊については今回やめるのだよね。ただ、宿泊については素泊まりでも結構お客さんがいるという話はよく聞くのですけども、それについても町は一切やらないという判断で行くのかどうかお伺いしたい。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

現在の業務委託の中には宿泊等について、するという方向の仕様書は一切書いておりません。今のところですね。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○6番（柴田典男君）

今のところという判断は、今後変わる可能性があるということですか。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

例えば皆様の要望が多くて、町の方がそのようにした方が良いのではないかと、という議論もございますし、宿泊をやる、やらないの議論の中で、朝食が付かないのは、夕食が付かないのは、というお声もあってやめたというところもあるので、そこら辺の対処の仕方も含めて、対応できるのならやることも可能だと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

今、課長からもお話しいただいたのですが、例えば軽食、それから宿泊に関しては、今回は営業しないということで聞かせていただいたのですけれど。結局、要望とかそういうことは実は後から付いてくるものであって、こちら側の、例えばせっかく宿泊施設があるならば、管理はするけれども後はお客さんは素泊まりでとか、貸出料がこれだから使ってくださいと開放するとか、いろいろな方法が多分あると思うのですよね。食事のところも、以前は食事を出していたから、そこで希望業者に軽食をやってくれないかという募集をかけて、もしかしたら入って、それがまた相乗効果で温泉

のお客さんも入ってくれるということになるかもしれないですけど。

結局、私が方向性として示していただきたいと思ったのは、うらうす温泉を利用して、それが起爆剤となって人が集まる仕組みを作るとか、それから今あるものを使ってなんとか直しながらも運営をやっていくかということを考えていかないと、お金が掛かるから出すのでしょくないとか、壊れたから直すしかないといった、目の前の対処法は見えてくるのですけれども、これから先の取扱いとか町全体の施設に対する思い入れというか、どういう方向で生かしていくか、というのがなかなか見えてこないような気がするのですけれども。全体的な道の駅のグランドデザインも含めて、やってくれる業者がないからしょうがないのだと結論付けるのであれば、壊すという選択肢しかないのですけれども、そこをもっとみんなが協力し合って大きなビジョンを掲げていくのが今は大事だと思うのですけれども。その点に関して、課長はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

議員のおっしゃる通りだと考えております。前回の、3月の一般質問の中でもあったのですが、大きな方針としては取壊しを含む、という形であそこの施設については考えていくという形で、あと何年運営できるのかということ想定してこれからの施設の維持管理を決めていきたいと考えてございます。

ただ、いろんな議論がありますので、すぐに何年に壊すという形にはならないかと思えますけれど、最終的には取壊しをする方向での施設運営という形で考えてございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第21号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定しました。

◎日程第5 議員の派遣について

○議長（小松正年君）

日程第5 議員の派遣についてを議題とします。

派遣内容についてはお手元に配布のとおりですが、これを派遣したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和6年第2回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時01分